

漁港利用に関する お願い

漁港は、漁業の活動の拠点として整備された施設です。
以下のような行為は、漁業活動に支障が出ますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・ 漁業者が作業を行う場所での釣り
- ・ 漁船等の航路上に釣り糸を垂らす
- ・ 漁港内へのゴミ（食物、釣餌・釣具など）の放置
- ・ 漁港内への迷惑駐車等、漁業者や地元住民の移動や作業の妨げになる行為 など

**漁港の利用は、マナーを守り、
節度ある行動をお願いいたします**

**鳥羽市農水商工課
鳥羽磯部漁業協同組合**